

計画作成年度	令和5年度
計画主体	厚沢部町

厚沢部町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 厚沢部町農林課
所在地 檜山郡厚沢部町新町207番地
電話番号 (0139) 64-3314
FAX番号 (0139) 67-2815
メールアドレス ringyou@town.assabu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、カラス類、ドバト、キジバト、ユキウサギ、アライグマ
計 画 期 間	令和5年度～令和7年度
対 象 地 域	厚沢部町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ヒグマ	スイートコーン	被 害 額 2539 千円
		被 害 面 積 2.5000 ha
	馬鈴薯	被 害 額 4959 千円
		被 害 面 積 1.8600 ha
	大豆	被 害 額 1555 千円
		被 害 面 積 5.4650 ha
	小麦	被 害 額 209 千円
		被 害 面 積 1.2500 ha
その他農作物	被 害 額 778 千円	
	被 害 面 積 0.9050 ha	
ヒグマ被害合計		被 害 額 10,040 千円 被 害 面 積 11.9800 ha
エゾシカ	そば	被 害 額 1296 千円
		被 害 面 積 12.0000 ha
	スイートコーン	被 害 額 3554 千円
		被 害 面 積 3.5000 ha
	馬鈴薯	被 害 額 9758 千円
		被 害 面 積 3.6600 ha
	小豆	被 害 額 3095 千円
		被 害 面 積 4.0000 ha
その他農作物	被 害 額 5212 千円	
	被 害 面 積 11.1000 ha	
エゾシカ被害合計		被 害 額 22,915 千円 被 害 面 積 34.2600 ha
タヌキ	スイートコーン ブドウ、メロンほか	具体的な被害金額は算出されていないが、 ブドウ等の農作物の食害事例が確認されて いる。
キツネ	各種作物	被 害 額 167 千円
		被 害 面 積 0.0500 ha
カラス類 ドバト、キジバト	各種作物	被 害 額 3813 千円
		被 害 面 積 2.7500 ha
ユキウサギ	各種作物	被 害 額 365 千円
		被 害 面 積 0.8000 ha
アライグマ	スイートコーン ブドウ、ブロッコリー メロンほか	町内における被害は報告されていないが、 全国的にアライグマにおける被害が増加し ており、近隣町においても被害が発生した ため、町内における被害の発生が懸念され る
被害合計		被 害 額 37,300 千円 被 害 面 積 49.8400 ha

(2) 被害の傾向

ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没及び被害について、町内全域で発生しており、特に上の山・新栄・社の山・当路・中館・富里が多い。ヒグマによる農作物被害は主にスイートコーン、馬鈴薯、麦、大豆で発生し、6月中旬から収穫が終わる11月中旬頃まで続いている。 ・ 被害が発生しても通報していない農業者もいることから、実際の被害面積・金額を把握することが難しくなっており、潜在的被害があると考えられる。
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内全域で目撃情報が寄せられており、その個体数は確実に増えていると思われる。1頭～数頭の群れで出没し、そば・スイートコーン・馬鈴薯・小豆等に被害を与えている。 ・ ヒグマと同様に被害が発生しても通報していない農業者もいることから実際の被害金額・面積を把握することが難しくなっている。
キツネ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内全域に出没しており、ブドウ等の農作物に被害を与えている。 ・ 近年では特にタヌキが増加傾向にあり、具体的な被害額は算出されていないが被害も増加傾向にある。 ・ ヒグマと同様に被害が発生しても通報していない農業者もいることから実際の被害金額・面積を把握することが難しくなっている。
カラス類 ドバト キジバト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内全域に出没しており、豆類等の農作物に被害を与えている。
ユキウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内全域に出没しており、豆類等の農作物に被害を与えている。
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内における被害は発生していないが、近年アライグマにおける被害が増加しており、近隣町でも被害が発生しているため、町内における被害の発生が懸念される。

※参考資料としてヒグマ出没情報マップを添付する（資料1）

(3) 被害の軽減目標

ヒグマ

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）	備考（軽減率）
被 害 額	10,040 千円	7,028 千円	30%減
被 害 面 積	11.9800 ha	8.3860 ha	30%減

エゾシカ

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）	備考（軽減率）
被 害 額	22,915 千円	16,041 千円	30%減
被 害 面 積	34.2600 ha	23.982 ha	30%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区 分	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマについて、特定の個体が頻繁に出没する又は農作物被害を与えるなどの問題個体の場合は、道の捕獲許可を受けて町が任命した鳥獣被害対策実施隊が銃器もしくはわなの使用により捕獲を実施。 ・エゾシカについて、農作物被害を受けた圃場を巡回パトロールし、銃器、わなによる捕獲を実施している。 ・キツネ、タヌキ、カラス類、ドバド、キジバトについて、農作物被害を与えるなどの問題個体の場合は、鳥獣被害対策実施隊員が銃器もしくは小動物用わなの使用により捕獲を実施。 ・鳥獣被害対策実施隊員に対し、出動報酬、捕獲報償費、ハンター保険料助成、狩猟免許等更新費用助成など町で負担し、実施隊員の負担軽減を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員は、会社員など現役世代が多く、出没の際に出動できる隊員が限定される。 ・ヒグマの捕獲技術を持っている猟友会会員の減少及び高齢化により、ヒグマ捕獲の担い手不足が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ及びエゾシカについて、電気柵・刈払い機等の防除策の紹介。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会等により防除策を紹介しているが、全農業者に浸透しているとは言い難い。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ、エゾシカの防除策として、電気柵の効果の周知及び普及と被害の減少を図りつつ、効果的な活用方法を検討する。 ・ヒグマ、エゾシカの出没及び被害は町内全域で発生しており、ヒグマの捕獲を実施する際、わなの見回りが多く範囲が広いことから、鳥獣被害対策実施隊員の負担となっており、ハンターの高齢化・減少にも対応するため、農業者のわな猟免許の取得を推進し捕獲体制を強化すると共に、自己防衛意識を高める。 ・ヒグマ、エゾシカ以外の鳥獣について、通報がある場合に必要な対策を講ずることとする。 ・アライグマによる被害が発見された場合は、檜山振興局へ報告し今後の対応を協議・検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊を組織し、厚沢部町が猟友会会員の中から任命、身分は厚沢部町の特別職の職員とし、非常勤とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、カラス類、ドバト、キジバト ユキウサギ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の銃器による駆除及びわなによる捕獲を実施。 ・狩猟免許及びわな猟の免許取得の促進。 ・捕獲技術講習会の開催。 ・有害鳥獣対策の担い手育成。
令和6年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、カラス類、ドバト、キジバト ユキウサギ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の銃器による駆除及びわなによる捕獲を実施。 ・狩猟免許及びわな猟の免許取得の促進。 ・有害鳥獣対策の担い手育成。 ・問題点等の検証
令和7年度	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、カラス類、ドバト、キジバト ユキウサギ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の銃器による駆除及び箱わなによる捕獲を実施。 ・狩猟免許及びわな猟の免許取得の促進。 ・有害鳥獣対策の担い手育成。 ・問題点等の検証及び新たな取組みへの検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

・被害が発生及び発生するおそれが高い場合、当該問題個体を捕獲することとし、数値目標は特に設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒグマ、エゾシカ キツネ、タヌキ カラス類、ドバト、 キジバト ユキウサギ、アライグマ	特に定めない	特に定めない	特に定めない
	被害が発生及び発生するおそれが高い場合に当該問題個体を捕獲する。		

捕獲等の取組内容	
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域において4月中旬から11月中旬にかけて、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器による捕獲を実施する。 ・銃器による捕獲が難しい場合は当該問題個体を捕獲するため、わなによる捕獲を実施する。
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域において4月中旬から11月にかけて、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器による捕獲を実施する。 ・銃器による捕獲が難しい場合は当該問題個体を捕獲するため、くくりわなによる捕獲を実施する。 ・特に高密度で生育が確認されている地域での捕獲の際には、捕獲数増加を目指し、町内のエゾシカ生息数減少を目標とする。
キツネ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域において4月から10月にかけて、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器による捕獲を実施する。 ・銃器による捕獲が難しい場合は当該問題個体を捕獲するため、箱わなによる捕獲を実施する。
カラス類 ドバト キジバト	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域において、4月から7月にかけて、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器による捕獲を実施する。
ユキウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全域において1月から3月にかけて、被害及び被害が発生するおそれがある場合、箱わなによる捕獲を実施する。
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に被害の発生が認められた場合、檜山振興局へ報告し、対応を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
畑や山中に出没した対象鳥獣を的確に捕獲するためと、わなによる捕獲後の止めさしを安全かつ確実に実施するため。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
厚沢部町内全域	エゾシカ、タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒグマ、 エゾシカ、 キツネ、 タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を総合的に判断し計画的に整備するとともに、農業者の自発的整備を推進する。 		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒグマ、 エゾシカ、 キツネ、 タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を総合的に判断し計画的に管理するとともに、農業者の自発的管理を推進する。 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

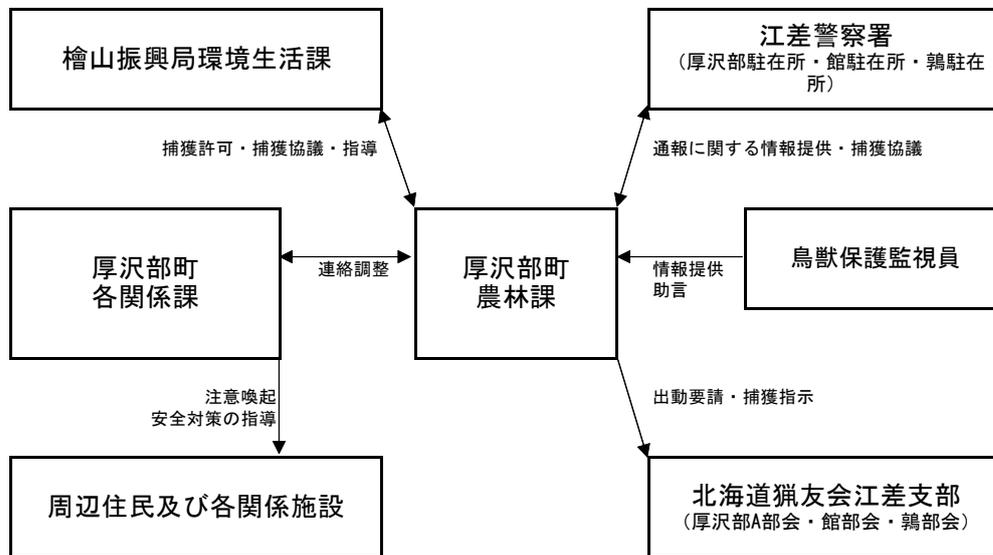
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヒグマ、エゾシカ キツネ、タヌキ カラス類、ドバト、キジバト ユキウサギ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミ、農作物の収穫残渣処理の適正管理指導 被害防除策の普及及び情報提供
令和6年度	ヒグマ、エゾシカ キツネ、タヌキ カラス類、ドバト、キジバト ユキウサギ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミ、農作物の収穫残渣処理の適正管理指導 被害防除策の普及及び情報提供
令和7年度	ヒグマ、エゾシカ キツネ、タヌキ カラス類、ドバト、キジバト ユキウサギ、アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミ、農作物の収穫残渣処理の適正管理指導 被害防除策の普及及び情報提供

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
厚沢部町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を収集し、広報車等により住民の安全を確保 ・ 各関係機関との連絡調整 ・ 捕獲許可に関する申請及び協議 ・ 有害鳥獣の捕獲依頼及び被害防止対策
檜山振興局環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲許可
北海道猟友会江差支部 (厚沢部A部会・館部会・鶉部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲対応 ・ 鳥獣生態等に対する助言及び情報提供
江差警察署 (厚沢部駐在所・館駐在所・鶉駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報等の町への情報提供 ・ 人身事故発生の防止及び安全確保 ・ 緊急捕獲に係る町との協議
鳥獣保護監視員 厚沢部担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣全般に関する助言及び情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した個体、又は残滓は原則一般廃棄物処理施設で焼却処理する。
- ・ヒグマを捕獲した場合は、「ヒグマ捕獲票」を北海道檜山振興局保健環境部環境生活課へ提出するとともに、個体について試料分析のため対象部位をエネルギー・環境・地質研究所へ提供する。

【送付先】〒060-0819

北海道札幌市北区北19条西12丁目

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部

エネルギー・環境・地質研究所自然環境部 保護管理グループ

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品利用その他有効利用に向け、施設整備を含めた体制づくりについて検討を進める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	厚沢部町鳥獣被害防止対策協議会
--------------	-----------------

構成機関の名称	役割
厚沢部町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長は厚沢部町長とする。 ・ 事務局は農林課職員が担当し、協議会に関する連絡調整を行う。 ・ 被害防除対策の推進、被害状況調査を行う。 ・ 電気牧柵の設置及び管理
新函館農業協同組合 厚沢部営農センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野における助言及び情報提供 ・ 電気牧柵の設置協力及び管理 ・ 農業者に対する被害防除対策の推進 ・ 農作物被害状況の把握、生息・出没などの情報提供
NOSAI北海道道南支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野における意見提言等 ・ 農作物被害状況の把握、生息・出没などの情報提供
檜山森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野被害の防除対策の推進 ・ 被害状況の把握、生息・出没などの情報提供
厚沢部町森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野被害の防除対策の推進 ・ 被害状況の把握、生息・出没などの情報提供
北海道猟友会江差支部 (厚沢部A部会・館部会・鶉部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の捕獲対応 ・ 鳥獣生態等に対する助言及び情報提供
江差警察署 (厚沢部駐在所・館駐在所・鶉駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人身事故発生の防止及び安全確保
鳥獣保護監視員 厚沢部担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣全般に関する助言及び情報提供

(2) 関係機関に関する事項

檜山振興局 産業振興部 農務課	被害防除対策の指導及び情報提供
檜山振興局 保健環境部 環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲許可 野生鳥獣による被害状況把握 被害防止対策実施に関する情報提供及び技術的助言援助
檜山農業改良普及センター	営農技術や被害対策の助言及び指導
NPO法人EnVision環境保全事務所	被害防除対策の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、厚沢部町が猟友会会員の中から任命し、鳥獣被害防止対策協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

厚沢部町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体等においても積極的に関与を促し、情報を共有し集団で取組みを進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・厚沢部町鳥獣被害防止計画が実態に即した計画となるよう、関係機関と協議の上、随時変更を行う。